

令和5年9月27日

陳 情 文 書 表

環境農政常任委員会

陳情番号	12	付議年月日	5.9.21
件名	神奈川県森林整備に関する補助制度のダブルスタンダード解消と、「県協力協約推進事業実施要綱」改定を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	足柄上郡山北町山北580-1 坂巻陽平外6人		
1 陳情の要旨			
<p>神奈川県北西部には、横浜市や川崎市などの都市部に水道水を供給する「水源地」とされる森林が広がる。林業従事者がこの地域で森林整備を行う際に活用する県の補助制度の一つに「水源の森林づくり事業」（協力協約推進事業）がある。この制度を活用するとき、県と市町村の間で交わされる事務手続きを待つ必要があり、事業者が工期短縮を迫られる状況が続いている。</p> <p>もう一つの補助制度である「造林補助事業」（以下、造林補助）の場合は、行政手続きを待つ時間が少なく、工期に余裕を持って森林整備に取り組むことができる。この点、「造林補助」と「協力協約推進事業」（以下、協力協約）の間でダブルスタンダードの状況が生じている。</p> <p>また、「造林補助」は「協力協約」よりも補助率が低いため、林業従事者の所得向上には「協力協約」の手厚い補助が欠かせない。だが、「協力協約」は工期が短いため、小規模・副業的に林業に参入しようとする人々に負担を強いる制度設計になっている。これらの弊害を解消するには、「県協力協約推進事業実施要綱」の改定が必要であると考え、表題の通り陳情する。</p>			
2 陳情の理由			
<p>少子高齢化、人口減少が止まらない山間地域では近年、間伐遅れの人工林の整備をして副収入を得ようとする人々の姿がある。メディアではいわゆる「自伐型林業」として紹介されるなどし、移住者やUターン者らさまざまな背景を持つ人が山と向き合っている。</p> <p>神奈川県西部でもこのような動きがあり、高齢化が進む中山間地域で若者らが生業（なりわい）づくりを模索している。</p> <p>一例として、山北町の共和地域の取り組みを紹介する。共和地域は高齢化率50%を超える限界集落だが、地域住民は「山がカネになる姿をつくろう」と、「財産区」という制度を活用しながら山づくりに取り組んでいる。近年では、このような活動を知った町外からの移住者が現れるようになった。</p> <p>30代を中心にした移住者メンバーらは、令和5年度から共和地域内の人工林で森林整備を進める計画を立て、山北町農林課に「協力協約」の申請手続きを行ったところ、事業着手を令和5年の「10月中旬以降」まで待つようにストップがかかった。</p> <p>「協力協約」は県の補助制度であるが、申請受け付けは市町村が窓口となっている。町農林課の説明によると、市町村は令和5年6月10日までに「年度計画」を県に提出し、その後県から事業の承認を得た上で、事業者から補助金の申請を受け付ける。山北町の場合、申請受け付けの時期は「目安として10月中旬以降」（町農林課）となり、森林整備を始められるのはそれ以降になるという。だが、事業自体は令和5年度内に完了させなければならないため、同年度に森林で作業ができるのは実質5か月弱になってしまう。補助金交付決定前の事業着手が認められていない理由は、県の補助金交付規則に規定されているためとの説明だった。</p> <p>しかし、もう一方の「造林補助」の場合、事業着手の時期に特段の規制はなく、事業完了後、</p>			

令和6年2月末までに補助金の交付申請をすれば補助金を受け取ることができる。つまり補助金の「事後申請」方式で、交付決定前の事業着手が認められ、「協力協約」との間でダブルスタンダードとも言える状況が続いている。

林業は全産業の中で最も労災発生率が高く、天候や機械の故障なども考慮すると、安全に作業を進めるには工期に余裕を持つのが肝要であり、「造林補助」はこういった林業現場の特性を考慮した制度設計と言える。だが、「協力協約」の場合は、県と市町村の事務手続きを優先させ、林業現場に負担を強いる状況が生じている。

「協力協約」の制度運用に当たって、陳情者が県水源環境保全課に対し森林整備の事業着手を「10月中旬以降」まで待たなければならないのは「遅すぎる」と伝えると『県協力協約推進事業実施要綱』には県と市町村とのやり取りは記載されているが、対森林所有者、対事業者に関する決めごとは書かれていない。町に相談してほしい」との回答だった。一方の山北町農林課に同様の質問をすると「県の補助金交付規則で事前着手は認められていない。(意見があるなら)県に言ってください」といった対応で、県と町で責任転嫁をし合う始末だった。

この問題を解消するには「県協力協約推進事業実施要綱」に補助金の「事後申請」を認める記述を加える改定が必要であると考えます。「協力協約」はいわゆる「県単事業」だが、他県では「事後申請」方式を認めている自治体もある。例えば、森林率が全国1位の高知県の場合「高知県緊急間伐総合支援事業」も「県単事業」だが、森林整備完了後の補助金申請を認めている。また、神奈川県よりも森林面積が小さい東京都でも「事後申請」方式をとっている。

以上のことから、神奈川県は森林行政も行政間の事務手続きを優先させる補助制度の運用を見直し、林業従事者目線に立った制度の運用となるように改善を求める。

人口減少が深刻な神奈川県の中山間地域で、小規模・副業的に林業に参入しようとする人々も「共に生きられる」制度運用になるよう早急な対応を取っていただきたく、今回の陳情に至った。